

第Ⅲ章 ゾーニング

1 目的及び考え方

中流部は約18キロメートルに及び、法面の形状や護岸の有無、水路の深さ、植生等の自然環境は様々ではありません。そこで今回の改定では、中流部の現況を3つの視点により類型化し、一定の区間に区分（ゾーニング）することとしました。

ゾーニングにより現況を類型化することで、ゾーンごとの特徴や課題の傾向を具体的に示し、優先順位をつけながら計画的に法面保護工を施行する等、より効果的に保存整備を進めていきます。

あわせて、ゾーンごとの特徴を踏まえた植生管理を行うことで、生物多様性の保全にも寄与することを目指します。

また、ゾーニングにより明らかとなった特徴や課題を地元の自治体や住民等とも共有し、理解を得ながら、史跡・名勝の保全に取り組んでいきます。

表－3 現況を類型化する視点

水路・法面の形状	・直壁状／オーバーハング状／傾斜状 ・水路深（約3～8メートル）
法面の保全状況	・素掘り／（連続的な）護岸 ・法面保護工の施行歴
植生等の自然環境	・名勝指定区間 ・植生等の現況

2 ゾーン区分図

中流部の現況を3つの視点により類型化し、7つのゾーンに区分します。なお、ゾーンごとの保存



